中央社会保険医療協議会

主管省及び庶務担当部局課　厚生労働省保険局医療課

電話番号　(03)5253-1111（代表）

ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/indexshingi.html

根拠法令　社会保険医療協議会法第１条第１項

設置年月日　昭和25年４月１日

所掌事務

１．厚生労働大臣の諮問に応じて健康保険法第76条第２項の規定による定め、同法第85条第２項の規定による基準、同法85条の２第２項の規定による基準 、同法第86条第２項第１号の規定による定め及び船員保険法第58条第２項の規定による定めに関する事項を審議・答申するほか、自ら厚生労働大臣に建議すること

２．厚生労働大臣の諮問に応じて健康保険法第88条第４項の規定による定めに関する事項を審議・答申するほか、自ら厚生労働大臣に建議すること

３．厚生労働大臣の諮問に応じて健康保険法第63条第２項第３号及び第５号の規定による定め（同項第３号に規定する高度の医療技術に係るものを除く。）、同法第70条第１項及び同法第72条第１項の規定による厚生労働省令、同法第92条第２項の規定による基準（指定訪問看護の取扱いに関する部分に限る。）、船員保険法第54条第２項の規定による厚生労働省

令、同法第65条第10項の規定による厚生労働省令、国民健康保険法第40条第２項の規定による厚生労働省令並びに同法第54条の２第10項の規定による厚生労働省令に関する事項を審議・答申するほか、自ら厚生労働大臣に建議すること

４．高齢者の医療の確保に関する法律の規定によりその権限に属せられた事項を処理すること

分科会等＜分科会＞　なし

＜部　会＞　なし

委員＜定数＞　20 人

（１．健康保険、船員保険及び国民健康保険の保険者並びに被保険者、事業主及び船舶所有者を代表する委員　７人
２．医師、歯科医師及び薬剤師を代表する委員　７人
３．公益を代表する委員　６人）

うち常勤　なし

＜任期＞　２年

＜氏名＞　◎小塩　隆士（一橋大学経済研究所教授）
本田　文子（一橋大学大学院経済学研究科教授）
飯塚　敏晃（東京大学大学院経済学研究科教授）
笠木　映里（東京大学大学院法学政治学研究科教授）
永瀬　伸子（お茶の水女子大学基幹研究院人間科学系教授）
安川　文朗（京都女子大学データサイエンス学部教授）
鳥潟　美夏子（全国健康保険協会理事）

松本　真人（健康保険組合連合会理事）
佐保　昌一（日本労働組合総連合会総合政策推進局長）
高町　晃司（日本労働組合総連合会「患者本位の医療を確立する連絡会」委員）
奥田　好秀（日本経済団体連合会社会保障委員会医療・介護改革部会部会長代理）
鈴木　順三（全日本海員組合組合長代行）
末松　則子（三重県鈴鹿市長）
長島　公之（日本医師会常任理事）
茂松　茂人（日本医師会副会長）
江澤　和彦（日本医師会常任理事）
池端　幸彦（日本慢性期医療協会副会長）
太田　圭洋（日本医療法人協会副会長）
林　正純（日本歯科医師会副会長）
森　昌平（日本薬剤師会副会長）

諮問・答申事項等

・令和６年度診療報酬改定について（R6.1.12 諮問、R6.2.14 答申）